

令和5年6月15日（木曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席議員

大西陽介、重田一政、川島淳良、阿山正人、
八木隆次郎、高見千咲、東影 昭、神頭敬介、
松岡廣幸

開会

9時54分

都市局

9時54分

付託議案説明

- ・議案第63号 姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第64号 姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・姫路市都市計画マスタープランの見直しについて
- ・姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正に関するパブリックコメントの実施結果について
- ・「姫ちゃり」の新システム導入について

質疑・質問

10時12分

（質問）

議案第64号について、令和5年第1回定例会の代表質疑の際に、国土交通省の調査では、空き家の所有者の約3割が将来も空き家のままにしておく意向があるという報告がなされており、もう少し罰則規定のようなものを取り決めることができないのかと質問した。当時の都市局長からは、氏名・住所の公表が罰則となり、それを回避するために効果を期待できると答弁があったが、他の自治体の事例を見て、効果が期待できると判断して条例改正を行おうとするものであるのか。

（答弁）

氏名・住所の公表に関する規定の導入に当たり、県内で同様の規定を置く神戸市、明石市及び尼崎市にヒアリングを行った。各市の担当者からは、公表規定を導入することによって自主的な措置を講じる人が増えたと聞いており、本市も当該規定を導入したほうがよいと判断して、条例改正議案を提出したものである。

（質問）

長崎市では、老朽危険空家が住宅地区改良法に定め

る不良住宅に該当する場合であって、今後人の居住の用に供する見込みがないと認められる場合には、固定資産税等の住宅用地特例適用を解除するよう見直しを行うということである。

本市においても同様に、使用されていない住宅は住宅用地特例適用を解除すると考えてよいのか。

（答弁）

長崎市の取組は把握している。今国会で、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されて、これまでは危険で他人に迷惑を及ぼすような特定空家のみ住宅用地特例適用の解除ができていたが、特定空家に至らない管理が不十分な管理不全空家に対しても、市の勧告に従わなければ、住宅用地特例適用を解除することができるようになる。そのため、関係部局と具体的に解除する事例や開始時期について詳細に協議していきたい。

指摘のとおり、住んでいなかったり、危険な状態である家にもかかわらず、住宅用地として税が軽減されている状態を放置することがないように取り組んでいきたいと考えている。

（質問）

どこまでの罰則を私有財産に適用できるのかという問題はあるが、最終的に逃げ得になる状況をつくらないためには、そのことを考える必要がある。まずは当該議案により条例を改正した上で進めていくということだが、逃げ得の状態をつくらないようにしてもらいたい。

老朽危険空家は、地域住民の不安を招き、安全を脅かすことにつながるということを視野に入れて、しっかり対応してもらいたいどうか。

（答弁）

指摘のとおり、空き家を放置しておけば市が何とかしてくれるだろうと所有者等に思われてしまうと、周辺住民は迷惑を被る。また、行政代執行で市が撤去する場合は公金を使うことになるため、市職員としてはできるだけ回避したいと考えている。

老朽危険空家が放置されることのないよう、しっかり対応していきたい。

（要望）

しっかりと対応してもらいたい。

（質問）

議案第 64 号に関して、老朽危険空家等対策の流れが示されており、勧告から行政代執行の期間を標準約 5 か月、切迫時約 3.5 か月としているが、切迫というのは、何を以て判断しているのか。

また、行政代執行した場合、どのように執行費用を回収していくつもりであるのか。

(答弁)

切迫については、現地において不良住宅かどうかを判定する中で、一定の点数を超えたものを切迫していると判断して措置を講じている。

また、行政代執行の費用については、国税と同様に強制徴収の対象になり、所有者等に対して納付指導を行っていくことになる。

ただ、実際には、行政代執行まで放置している所有者等は資力がない人が多いため、執行費用の回収に関しては難しいと考えている。

(質問)

切迫かどうかを判定する際の点数のつけ方について、分かりやすい基準はあるのか。

(答弁)

国が規定する不良住宅判定表を基に点数をつけている。判定表は比較的簡易にできており、姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例施行規則に記載している。判定表は、ある程度慣れた者でないと難しい面もあるが、構造の腐食、床の状態、基礎や土台の状態、柱の傾斜など項目ごとに丁寧に説明した判定しやすい表で、住民が見て老朽危険空家かどうかを判断するものではなく、市の建築職の職員がチェックして、危険な状態かどうかを判定する。住民から相談があれば、職員が住宅をチェックしに伺うこともできる。

(要望)

厳しい対応をしないと老朽危険空家の問題は改善しないと思う。行政でしっかりと対応してもらいたい。

(質問)

姫ちゃりに新システムを導入することだが、現行システムはこれまで何年間継続しており、どのような収支であるのか。

(答弁)

平成 28 年の夏に正式に導入した。また、平成 26 年、27 年の 2 年間で社会実験等々を行っており、イニシャルコストが約 1 億円、平成 28 年から令和 5 年まで、

1 年間の委託契約料が約 3,700 万円である。それに対し、利用料金は約 1,000 万円、またネーミングライツによる収入が約 500 万円あり、差し引き約 2,200～2,300 万円をランニングコストとして支出していることとなる。

新システム導入に当たり、イニシャルコストとランニングコストを合わせて 5 年間で約 5,900 万円を支出予定であるため、1 年間当たりに換算すると約 1,200 万円の支出となる。

(質問)

今さらではあるが、システムを切り替える判断が遅いように思う。せめて開始後 2、3 年で、収支状況の悪さに気がついてほしかったかどうか。

(答弁)

現行システムのキオスク端末には国庫補助金を利用しており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、令和 4 年度末までは現行システムを変更することはできなかった。加えて、ネーミングライツの期間が 3 年間であり、平成 29 年から令和元年の 3 年間、また令和 2 年から 4 年の 3 年間の契約であった。令和 4 年度末で両方の制約がなくなるため、令和 5 年度からシステムを変更しようとするものである。

(質問)

国庫補助金により変更できなかったことは仕方ないとしても、ネーミングライツについては、特記事項として 3 年未満であっても一定の期間を設けて申し出れば、途中で契約を打ち切ることもできるといった旨の契約書にすべきだったと思うかどうか。

(答弁)

契約書にそのような特記事項があったかは確認できていないが、今後、新システムを導入した際には、市として改めてこれまでのネーミングライツスポンサーに出向いて協議したいと考えている。ただし、実際に同スポンサーとネーミングライツ契約を締結するかどうかは新たな姫ちゃり運営主体が判断する。

ネーミングライツに係る協議は継続して行ってきたと考えている。

(要望)

市民の税金を無駄に使わないようにしてもらいたい。

(質問)

議案第 64 号について、市長が行った命令に対し、所有者等が正当な理由なく措置を講じない場合に氏名・住所を公表するとのことであるが、正当な理由とは具体的にどのようなものがあるのか。

(答弁)

正当な理由については、特に例示していないが、命令の際の意見聴取において正当だと認められる理由があれば、氏名・住所の公表には至らない。

(質問)

細かく理由を決めていないということか。

(答弁)

個々の事情に応じて判断するということである。

(質問)

市が正当だと判断する理由と、所有者等が正当だと思っている理由に差が生じるのではないのか。しっかり基準を定めていなければ、所有者等が正当な理由があつて措置を講じる資金を工面できないと考えていても、氏名・住所を公表されるケースが起こるのではないのか。

老朽危険空家をできるだけ少なくするために、空き家バンクへの登録や県や国の支援策の利用を促したり、グリーンファミリー制度で移住・定住に利用するなど、利用促進に取り組んでもらいたい。

10 年前に前之庄校区で空き家の数を調べると 67 軒あったが、現在は 2 倍以上に増えており、これからも増えていくと思われるため、早急に対応する必要がある。都市局だけで取り組むことは難しいため、横串を通して全庁的に対応してもらいたいどうか。

(答弁)

空き家を放置すると、近隣住民が最も被害を受ける。担当局として、正当な理由を都合よく解釈せず、厳格に対応していきたい。氏名・住所の公表は罰則の意味合いもあるが、老朽危険空家に隣接する土地等の所有者が当該土地を購入する効果も期待できる。様々な観点で対応していきたい。

(要望)

県も人口減少対策の観点から、様々な空き家対策を行っている。それらの情報を取り入れて、人口減少対策にも取り組んでもらいたい。

蒔野小学校や安富北小学校が小規模特認校となり、

当該地域も若い世代が移住してもらうことを期待している。空き家を使ってカフェをしようとしている人もいと仄聞しているので、そのような人にぜひ利用してもらい、できるだけ空き家が発生しないように取り組んでもらいたい。

(質問)

市内の老朽危険空家の数は把握できているのか。

(答弁)

平成 17 年度から空き家対策を行っており、現時点までの通報総数は 582 軒である。そのうち、約 260 軒が解決に至っている。

(質問)

通報を基に市の担当者が調査に赴き把握した分ということなのか。

(答弁)

通報があれば、必ず対応している。

(質問)

長崎市では、令和 5 年度中に民間企業に委託して市内の老朽危険空家を調査するということである。本市でも検討してもらいたいどうか。

(答弁)

姫路市空家等対策計画策定時に民間企業に委託し、全数調査を行っている。

(質問)

いつ行ったのか。

(答弁)

平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間調査し、空き家と思われる 6,480 軒の建物を確認している。そのうち、間違いなく空き家と思われるものは 4,297 軒であった。

市民から通報等があれば、随時追加調査している。

(要望)

このたび条例も改正することであるし、市民からの通報のみでなく、現時点の状況も民間企業に委託して調査するよう検討してもらいたい。

(質問)

令和 5 年 7 月 22 日に播磨臨海地域道路整備促進大会が高砂市で開催されるが、昨年本市で開催したものと同様の対応となるのか。

(答弁)

昨年開催された際は、新型コロナウイルス感染症の

影響により席の間隔を空けて開催したが、令和5年度は同感染症が5類に移行したことから、高砂市文化会館で席の間隔を空けずに開催される。

(質問)

本市で開催した際は、市内の臨海部の人々を中心に意見や発表があったが、このたびは高砂市の地域の人々が中心になるのか。

(答弁)

同促進大会の事務局は兵庫県と播磨臨海地域道路網協議会であるが、令和5年度は高砂市が主となって開催する。

(質問)

播磨臨海地域道路については1日でも早く整備を進めてもらいたい一方、特に市南西部の生活道路を含めた渋滞対策を考えると、同道路の整備だけでなく、現状既に渋滞が発生している地域の環境整備も早急に進めてもらいたい。例えば、臨港道路広畑線などは国の国際拠点港湾に定められたことを受け、港を整備して南北の道路を4車線化するといった話もあるが、国道250号などは片側1車線で渋滞しており、生活道路に自動車が進入してくる状況である。

市は市道広畑60号線を拡幅するなど対応を取っているものの、現状困っており、なおかつ県が対応してもらえるような場所については、県と意見交換をしたり、要望するなどしてもらいたいどうか。

(答弁)

市としても、市民の生活道路について第一義に考え取り組みたいと考えており、地域住民と協議等を重ねている。県が管理している道路についてはしっかりと県に要望していきたい。

(要望)

都市基盤整備を行う建設局や産業局も一緒に取り組まなければならない問題だと思う。市内でしっかり連携を取ってもらいたい。

(質問)

国から県に播磨臨海地域道路に係る補助金が出された際に、本来であれば姫路市に費やしてもらわなければならない補助金が他都市に流れてしまっているように感じる。また、市内のどの地域も生活道路への自動車の進入に困っている。

県が得た補助金の使い方は県の裁量の範囲である

し、データを出すことは県がよく思わないかもしれないが、可能な範囲で我々に情報提供してもらえれば、県議を通じて県への要望もしやすいと思う。

情報提供について、考えてもらいたいだろうか。

(答弁)

播磨臨海地域道路の本線のみならず、周辺道路やアクセス道路についても今後考えていくことになる。混雑度が高かったり危険な箇所がある地域が優先的になると思うが、優先順位を決めて、できる限り県と調整し、議員に情報を提供できるように努めていきたい。

(要望)

可能な範囲で情報提供してもらえれば、市議会議員が調査したり確認したりできる。もう少し詳細な情報が提供できないか考えてもらいたい。

(質問)

住宅に人がいなくなれば電気・ガス・水道が止まる。上下水道局や電力会社などとデータをやり取りして、空き家を調べる際に活用できないのか。

(答弁)

これまでは特定空家のような危険な状態でないとデータの提供を受けられなかったが、今国会での空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所有者把握の円滑化として、市から電力会社等に情報提供を要請することができるようになる。それらのデータを活用しながら、今後、空き家を把握していきたい。

(質問)

法改正によりデータを提供してもらえることになったということか。

(答弁)

そうである。これまでは、市の内部であっても所有者に関するデータを十分に利用できなかった。

(要望)

しっかりデータを運用しながら、空き家の活用にも力を入れてもらいたい。

都市局終了

10時50分

【予算決算委員会建設分科会（都市局）の審査】

建設局

10時56分

付託議案説明

・議案第68号 契約の締結について（都市計画道路

広畑幹線ほか1路線橋梁下部（その
2）工事請負契約の締結）

・議案第74号 委託協定の締結について（山陽本線
英賀保・はりま勝原間春日踏切外1
拡幅他工事委託協定の締結）

・議案第79号 損害賠償請求事件に係る和解につ
いて

報告事項説明

・市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施
結果について

質疑・質問

11時12分

（質問）

議案第74号について、春日踏切の工事が遅れると
聞いたが、どのような状況であるのか。

（答弁）

障害物の検知機に半導体が使われているが、ロシア
のウクライナ侵攻の影響などから、半導体が世界的に
不足しており、JRによると調達に17か月かかるこ
とである。そのため、工期が長くかかることにな
る。

（要望）

仕方ないことであるが、なるべく早急に工事を完了
できるようにしてもらいたい。

（質問）

議案第79号について、新聞報道で初めて内容を知
ったが、建設委員会委員には事前に知らせておくべ
きことである。建設局以外の部局でも過去に同様のこ
とがあったように思う。委員への事前周知を徹底して
もらいたいだろうか。

（答弁）

委員に知らせることなく新聞報道が先行したこと
については、報道前日の夕方に取材を受けたため、時
間的な余裕がなく申し訳なかったが、今後は、取材を
受けた際には委員に報告するよう配慮したい。

（質問）

議案第79号について、用地対策課長と道路建設課
長の連名で「姫路市課長印」を押印して、原告側に「下
記事項については口頭にて副市長まで報告しており
ます。」と記載した書類を渡している。契約は契約書
を交わさなくても、口頭でも成り立つが、なぜそのよ
うな書類を発行する必要があったのか。

また、これまで同様の書類を発行したことがあるの
か。用地買収の際には、市としてこのような書類を相
手方に交付しているものなのか。

（答弁）

正式な契約は、令和3年1月下旬ということで協議
を進めていたが、契約に至るまでに原告から、協力会
社に仕事を発注するに当たり、担保となる書類が欲し
いとの申出があった。そのため、当該書類を交付した。

通常の補償契約においても、一般的には、正式な契
約の前に金額や移転時期、契約時期を示した提示書を
示すことはあるが、課長印を押印しているケースはあ
まりないように思われる。

（質問）

一般的というのは、姫路市として一般的なことなの
か。それとも契約行為全般として一般的ということな
のか。

課長印を押印した当該文書のようなものは、通常発
行しているものなのかどうか、明確に回答してもらい
たい。

（答弁）

姫路市においてこのような内容の書類を発行する
ことは一般的であるが、課長印を押印するケースはめ
ったにない。

（質問）

めったにない書類をなぜ発行したのか。裁判におい
ても、この書類が証拠品として扱われたのではないの
か。この書類がなければ、解決金が4,700万円に上
ることもなかったのではないかとと思われるがどうか。

（答弁）

原告が事業を継続するに当たり、機械設備の更新等
大きな金額が必要となるため、何らかの担保を求めた
のだろうと考えている。

（質問）

姫路市において、市民に事業地取得のために移転を
求める際、契約が成立してから移転先等を探してほし
いという注意喚起は、通常行っているものなのか。

（答弁）

あらかじめ概算の金額を地権者に提示し、その条件
で移転先を事前に調べてもらうことは一般的に行っ
ている。

（質問）

立ち退きは、市が市民に協力を要請するものである。

白浜市場線東ルートは財源が不足したため中止したが、前市長の時期から何度も市の経営会議を経て進められてきた大きな事業であり、地権者としても市を信頼していたと思われるし、新型コロナウイルス感染症という予期せぬことがあり中止したものではあるものの、市民としては市に賠償請求をすることは当然であると考え。当該道路については、市長が地元自治会に必要な道路であることを説明したということも聞いており、それらのことを考慮すると、このたびの和解はやむを得ないものと考えているがどうか。

(答弁)

コロナ禍による収税減、賑わい施設のプロポーザル中止ということから、先行きが見えず、市がやむを得ず事業の中止を決定したものであり、それに伴って相手方が被った損失に対して補償するものである。

(質問)

建設委員会で質問する内容ではないかもしれないが、賑わい施設の設置についても中止してしまうのか。国への補助金申請に際しても、賑わい施設を使って、今後の中央卸売市場の売上げを確保・拡大していくというようなことであった。賑わい施設についてサウンディング調査をしたものの候補者が少なくなったが、設置場所への交通の便が悪ければ、賑わい施設を運営したいと思う人も少なくなるのは当然である。

さらに、賑わい施設の設置により中央卸売市場の売上げの回復も狙っていたのであれば、状況が大きく変わってくる。また、市場の工事費も上がってしまった。市場はまだ完成したばかりで売上げの増加については分からないが、新型コロナウイルス感染症の影響があるとはいえ、賑わい施設に係る方針転換が市場の活性化に対して水を差しているように感じる。それらを考慮すると、地元住民に対しては丁寧な説明が必要だったのではないと思う。

これらのことから、東ルートは必要であるものの中止はやむを得ないという判断をしたものと思うがどうか。

(答弁)

本会議において、今後、市場の活性化のために賑わい施設の在り方について場内事業者と勉強会を開催するという答弁があったように、賑わい施設について

は産業局で今後計画していくと思う。

産業局で改めて道路の必要性が確認されれば、建設局として協力していきたいと考えている。

(質問)

そもそも、白浜市場線東ルートについては、議会を通さず、予算も取らずに進めてきた背景があった。結果的に財源の問題で中止したものであるが、議案第79号の和解案に関しては、原告が被害者であるという観点から言えば、裁判所の案にのっとなって粛々とやるべきだと考えているがどうか。

(答弁)

東ルートの事業に関して、他の26路線からの予算の流用や、議会への説明なく事業を進めてきたことについては、建設局として深く反省している。

ただ、和解案については、裁判所が公正中立な立場から提示したものであるため、同案を受け入れて事態の収拾を図ることが得策ではないかと考え、受け入れることとした。ご理解をお願いしたい。

(質問)

議案第79号に関して、東ルートは賑わい施設の設置を前提に事業が進んできた。

基本的に、道路の新設や整備に当たっては、交通量の増加などの理由が必要である。

そのため、賑わい施設ができて交通量が増えてから東ルートの事業を進めるのが筋だと思うが、逆の進め方をした行政の責任は大きいと思う。行政は大きな信頼の下に事業を進めているのだから、今後は絶対にこのような事案が発生しないように取り組んでもらうとともに、4,700万円は市民にとって大きなお金であることをしっかりと肝に銘じてもらいたい。

裁判所からの和解案に関し、提示された解決金の金額や、解決まで長く至ったことのほか、姫路市として受け入れることについて、思いを述べてもらいたい。

(答弁)

事業を始めるに当たっては、数値等を含めて必要性を検討する必要があったと深く反省している。今後はこのようなことがないように努めたい。

今回の損害賠償額については、当初は2億452万円だったものが、法人1者が原告に対して損害賠償請求をしないということを決めたことを受け、一旦7,557万円まで減縮された。その金額で市と原告の間で12

回に及ぶ弁論準備手続をした中で、裁判所から和解案が示された。同案については、両者の主張を酌み取った上で、裁判所が公平中立な立場で判断したものだと考えており、本和解案を受け入れたい。

(質問)

議案第 79 号に係る委員会資料の事件の概要には、令和 3 年 2 月 3 日に、相手方に書面で事業の延期を通知したということであるが、私の認識として事業は中止したものだと考えている。見解が分かれるところだと思うがどうか。

(答弁)

令和 3 年 2 月 3 日は、まず予算の計上を見送り、とりあえず事業延期とした日である。その後、令和 3 年第 2 回定例会において、議会で正式に中止を表明した。

(質問)

法人 1 者が約 1 億 1,700 万円という請求金額をなぜゼロとしたのか説明してもらいたい。

(答弁)

当初、当該法人は原告に対し約 1 億 1,700 万円の損害賠償請求をしていたものの、裁判途中でそれを取りやめたと報告があったため、本市への損害賠償金額が約 7,500 万円に減縮された。

(要望)

不当要求事案と議案第 79 号とを切り離して考えなければならぬとは思ふ。先ほど答弁があったように、市から移転を依頼していることもあることから、本議案については了承せざるを得ないとは思っている。

ただし、和解案を受け入れるに当たって、市民の税金を支出するという事実は市全体で重く受け止めて、しっかりと肝に銘じてもらいたい。

(質問)

議案第 68 号について、令和 4 年度末で用地取得率が 70%であるが、100%になる時期はどのぐらいを想定しているのか。また、何件の物件が残っているのか。加えて、用地取得で現状課題となっているような事案はあるのか。

また、広畑幹線事業の完成時期は大まかに令和 9 年度中と示されていたが、令和 5 年 4 月の県議会議員選挙の告示期間中に、県の夢前川右岸線の工事について令和 5 年度末完了予定であったものが令和 7 年度末まで延期になった。これは県の話であるが、本市におい

ても、工事の完了予定が近づいた 1 年前など直前の時期に事業が延期とならないよう、しっかり対応してもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

広畑幹線事業は令和 9 年度末の完了を目指しているため、用地買収は、少なくともその 1 年前には完了させたいと考えている。

現在、面積ベースでは用地取得率が 70%であるが、令和 4 年度末で 56 件中 31 件の買収が完了しているため、残りは 25 件である。

また、当然令和 9 年度の開通を目指して取り組むが、もし事業の完了時期を延期しなければならない場合は、早期に周知したいと考えている。

(要望)

延期になることがないように、しっかりと取り組んでもらいたい。

(質問)

現在、播磨臨海地域道路の整備が進められており、また、姫路港が特定重要港湾に指定されことを受け、ターミナルの整備や道路基盤整備が進められている。現在、調査中であるが、そこに接続する市道広畑 60 号線が 4 車線化し、また夢前川右岸線も 4 車線の整備が進むと、どう考えても国道 250 号がボトルネックとなり、地域の生活道路の中に自動車が侵入してくるという状況になると思われる。

その対策については都市局にも要望したが、仮に県がなかなか整備に取り組んでももらえないとしても、市として、建設局が所管する緩衝緑地の箇所を少し拡幅して左折・右折レーンを造るなど、本市南西部地域全体の渋滞を解消できるよう、しっかり庁内の中で意見をまとめて、それを基に県と協議や要望をしてもらいたい。

都市局、産業局、専門家である志々田副市長とともに、しっかり取り組んでもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

都市局、産業局、建設局が連携して取り組まなければならないと考えている。県が国道 250 号の 4 車線化を決断してもらえなければ、そこがボトルネックとなるので、3 局合わせて強く県に要望していきたい。

(質問)

議案第 74 号に関して、国土交通省が鉄道の踏切を

拡幅しないという方針であるため、立体交差以外での踏切の拡幅は認められないと聞いていたが、このたびの工事に当たっては、別の踏切を閉鎖するなどして拡幅するものであるのか。それとも同踏切については特例であったのか。

(答弁)

春日踏切は、踏切道改良促進法において、直近5年間で2回以上事故が発生した危険踏切として指定されているため、現状可能な範囲で安全な踏切道を確保するための歩道新設工事を行うものである。

(質問)

拡幅ではないという認識でよいのか。

(答弁)

歩道新設に伴う拡幅である。

(質問)

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の改正(案)にかかる市民意見提出手続(パブリック・コメント)の実施結果について、現状、公園愛護会にかかっている負担や公園の利用が減ってきているという実態を考えると、条例の改正については理解できる。一方、球技の実施を制限している公園や、面積の小さい公園が多いため、各種スポーツ団体が公園を利用できず、グラウンドの確保に困っているという状況である。

本条例改正で規制を緩和する一方で、現在球技を禁止している公園でも可能であれば使えるようにしてもらいたい。特にきちんとしたスポーツ団体であれば、しっかりとグラウンドや公園を管理してもらえると。そうすると、公園愛護会の負担を軽減できる可能性も十分考えられるため、しっかりと調査し、市民が利用しやすいよう改善してもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

公園の使い方は以前から問題になっている。各種スポーツ団体は、しっかりとグラウンドの管理をしてもらっていると考えている。公園愛護会は高齢化しており、これまでと同じように機能しにくくなっているところもあるため、可能であれば、スポーツ団体の人々も公園愛護会に入ってもらおうなどして公園愛護会の充実を図っていきたくて考えている。

(質問)

公園愛護会の中にはスポーツ団体が公園を使用することを嫌う人もいると聞く。スポーツ団体と公園愛護会のコーディネートについても、建設局で取り組んでもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

公園の管理と運営は一体であり、使用者が管理もするということが基本であると考えている。その点も含めて今後研究していきたい。

(質問)

大手前地下駐車場について、定期駐車券を持つ利用者と当日利用者のスペースが区分けされておらず、定期駐車券を持っているにもかかわらず駐車できないことがあるということを知りたい。

また、同駐車場の地下2階の一部区画は漏水により長年にわたり駐車できない状況である。大規模改修を行ったが、その際に修理していないことは疑問である。

そのほかにも、先日同駐車場を利用した際、魚町・塩町方面に上がる階段が通行禁止になっていた。当日は晴れていたにもかかわらず、同階段には3、4日前に降った雨水があふれていた状況であった。さらに国道2号の北側に駐車場の入り口があるが、その溝にも常に水が流れている。

建設当初から同駐車場の用地は地下水が多いところであったため、水の処理に困っていたと思うが、困っているのであればしっかりと対応すべきであり、大規模改修に際しても何も対応していない。

加えて地下1階も身体障害者用の駐車スペースが多いように感じる。

利用者の立場に立った管理ができていないように思うがどのように考えているのか。

(答弁)

利用者に不便をかけている点については深くおわびしたい。

平成5年のオープン以降、平成28年に自走式で入庫できるように改修したものであるが、建設当初から、付近は非常に地下水位が高く、漏水等に悩んできた。当初の工事に際して、止水壁を外側に造り、その内側にコンクリートの壁を造って、二重の構造としているが、コンクリートの継ぎ目や開口部から水が侵入してきており、構造物自体に圧力がかかって水がしみ出しているという状態である。当面の対応として、漏水箇

所について受皿や排水管を設置するなど対応をしているものの、抜本的な解決方法が見つからない状況である。

また、指摘のあった階段については、排水溝に不具合が発生しており、利用を一時的に休止しているが、指定管理者と協議するなどして、原因を調査し早急に対応したいと考えている。

利用者が満車になり駐車できない事態があることについても、状況を確認し、周知も含めて、できる限りの対応を考えたい。

(質問)

対策していると言うが、実際に何年間も解決していない。様々な対応方法があると思うが、利用者に改善したと実感してもらえよう早急に対応してもらいたいどうか。

(答弁)

不具合箇所については、利用者が不便に感じないよう早急に対応したい。

(質問)

定期券を持っている利用者が、駐車できないという状況も解決できるのか。

(答弁)

そのような状況を把握できていないが、指定管理者がアンケートを定期的に実施しているため、実態を把握して対応を検討していきたい。

建設局終了 **12時02分**

【予算決算委員会建設分科会（建設局）の審査】

上下水道局 **12時06分**

報告事項説明

・上下水道局組織改正の概要について

質疑・質問 **12時09分**

(質問)

水道局と下水道局が上下水道局になって約1年経過するが、一体となったメリットはあったのか。

(答弁)

まず1つに、これまで給水管や排水管などについては別々に申請してもらっていたが、一度に申請ができるようになった。加えて、工事の際、上下水それぞれの管の検査を同時に行う取組を徐々に拡大している

ところであり、市民の負担等の軽減につながっていると考えている。

2つに、各局の職員が合流したことで、老朽化対策等の上下水道に共通する課題について、技術職員が解決に向けての知恵を出し合う環境が整ってきている。

3つに、国において、令和6年度から水道事業が国土交通省に移管され、上下水道事業の今後の施策展開に向けて組織を強化する予定である。それに伴い、社会資本重点計画に水道事業が位置づけられるため、今後、国土交通省において補助率等についての種々の調査研究がなされると聞いている。市としても、毎年度実施している国土交通省への要望に際して、上下水道事業ともに集中的かつ強力に、地域の実情に応じた要望を実施することで、財源確保に資するメリットがあると考えている。

(要望)

市民からは、同じ場所で長期間にわたり上下水道の工事をしているという話も聞く。実際に上下水道で一緒に工事できるものについては、一度に工事を行い、できる限り経費や工事期間の節減に取り組んでもらいたい。

上下水道局終了 **12時14分**

意見取りまとめ **12時14分**

(1)付託議案審査について

・議案第63号、議案第64号、議案第68号、議案第74号及び議案第79号、以上5件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3)委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了 **12時18分**

閉会 **12時18分**

【予算決算委員会建設分科会の意見取りまとめ】